

第一七七回

衆第一七号

母体保護法の一部を改正する法律案

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（指定医師を指定する医師会の特例）

第四十条 第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人（同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。）以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第▼▼▼号）の施行の際特例社団法人であつたもの（次項において「特定法人」という。）を含むものとする。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常的一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。